

物価連動第 1 回公営企業債券及び物価連動第 2 回公営企業債券の  
連動係数の算出方法の変更について

「消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画」に基づき、消費者物価指数は、平成 23 年 8 月 26 日に公表された平成 23 年 7 月分から平成 22 年基準に切り替えられました。

これに伴い、平成 16 年財務省告示第 77 号が平成 23 年 9 月 1 日付けで改正され、物価連動第 1 回公営企業債券発行要項第 6 項及び物価連動第 2 回公営企業債券発行要項第 6 項においてそれぞれ準用する第 3 回物価連動国債及び第 4 回物価連動国債の連動係数の算出式も変更されたことから、平成 23 年 7 月分以降の消費者物価指数を用いて算出される平成 23 年 9 月 11 日以降の連動係数の算出方法は、下記のとおりとなります。

なお、既に旧基準の消費者物価指数に基づいて算出されている平成 23 年 9 月 10 日以前の適用指数及び連動係数については、本基準改定に伴う修正は行いません。

記

1. 物価連動第 1 回公営企業債券の連動係数

$\frac{\text{平成 22 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数}}{98.2 \text{ (平成 12 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 16 年 12 月 10 日における適用指数)}}$	×
$\frac{98.4 \text{ (平成 12 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 18 年 9 月 10 日における適用指数)}}{100.2 \text{ (平成 17 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 18 年 9 月 10 日における適用指数)}}$	×
$\frac{99.7 \text{ (平成 17 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 23 年 9 月 10 日における適用指数)}}{99.8 \text{ (平成 22 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 23 年 9 月 10 日における適用指数)}}$	

2. 物価連動第 2 回公営企業債券の連動係数

$\frac{\text{平成 22 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数}}{97.4 \text{ (平成 12 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 17 年 6 月 10 日における適用指数)}}$	×
$\frac{98.4 \text{ (平成 12 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 18 年 9 月 10 日における適用指数)}}{100.2 \text{ (平成 17 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 18 年 9 月 10 日における適用指数)}}$	×
$\frac{99.7 \text{ (平成 17 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 23 年 9 月 10 日における適用指数)}}{99.8 \text{ (平成 22 年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成 23 年 9 月 10 日における適用指数)}}$	

以 上